

事 務 連 絡
平成21年11月4日

各県立学校長 様

島根県教育委員会危機管理対策本部

「流行注意報」発令を受けた新型インフルエンザ対策の
留意点について（通知）

県内のインフルエンザ様疾患の流行状況について、定点医療機関の報告数による県内平均値が10月26日からの一週間に13.3となったことを受け、本日、県健康福祉部から「流行注意報」が発令されました。

また、国においても、10月1日、「基本的対処方針」が改定され、社会活動の停滞や医療機関の負担を可能な限り減らし、重症者への医療を確保することに対策の重点を移すこととされました。

以上を踏まえ、今後の新型インフルエンザ対策に当たっては、下記の事項に御留意ください。

記

1. 予防対策及び感染拡大防止対策の一層の徹底

平成21年10月28日付け島教保第530号で通知したとおり、手洗い、うがい、換気、毎朝の健康観察等をあらためて徹底してください。

2. 感染の「封じ込め」から重症化防止へ、対策の重点を移行

本格的流行期に入り、感染源・感染経路を特定して「封じ込める」ことは、もはや困難な状況にあります。したがって、出席停止や臨時休業措置を講じるに当たっては、感染経路を断つという趣旨よりも、むしろ児童生徒や教職員を感染から守り、重症化を防ぐという目的をより重視すべきと考えられます。

このような観点から、同居家族内に発症者が出た場合、いわゆる「濃厚接触者」の関係にある児童生徒や教職員に出席停止等を求めることは、本格的流行期に入った現段階では公衆衛生上の有効性が乏しく、必ずしも適切な措置とはいえません。マスク着用など「咳エチケット」を指導した上で、出席を認めて差し支えありません。

ただし、インフルエンザ様症状（急な発熱と、咳、喉の痛みなど）が発現した際には速やかに医療機関を受診するよう指導するとともに、次項に掲げた「自宅療養に当たっての留意点」について注意喚起し、重症化の未然防止に努めてください。

3. 発症した児童生徒の自宅療養に当たっての留意点

インフルエンザ様疾患を発症して自宅療養する際には、家庭内での感染を防止し、患者の重症化の兆しに早く気づくなど大事な留意点があることから、例えば、県教委ホームページに掲載した「自宅療養のしおり」を活用するなど、あらかじめ児童生徒及び保護者に対する注意喚起を行ってください。

4. 新型インフルエンザに関する最新の科学的知見の情報収集

新型インフルエンザは、入院患者や重症化事例の約8割を15歳未満の人が占めており、基礎疾患がなくても若い人は重症化しやすいという特徴が判明してきました。これは、通常の季節性インフルエンザとは明らかに異なった、新型インフルエンザ特有のものであり、注意が必要です。

また、全国の地方衛生研究所で分離・検出されたウィルスは、8月中旬以降、ほぼ100%が新型インフルエンザとなっています。一般の医療機関で行われる簡易迅速検査は発症後の経過時間によっては十分な感度が得られないため、仮に「陰性」であっても新型インフルエンザである可能性が残されます。このため、インフルエンザ様症状（急な発熱と、咳、喉の痛みなど）のある人は新型インフルエンザ患者である可能性が高いという前提を置いた上で、予防対策及び感染拡大防止対策を講じる必要があります。

こうした新型インフルエンザに関する最新の科学的知見について、県教委ホームページに掲載していますので、定期的に御確認のうえ、対策の参考にしてください。

【参照】県教委ホームページ（新型インフルエンザ対策）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/kyoikuiinkai/iinkai/influenza.html>

事 務 連 絡
平成21年11月4日

各市町村教育委員会 教育長 様

島根県教育委員会危機管理対策本部

「流行注意報」発令を受けた新型インフルエンザ対策の
留意点について（通知）

県内のインフルエンザ様疾患の流行状況について、定点医療機関の報告数による県内平均値が10月26日からの一週間に13.3となったことを受け、本日、県健康福祉部から「流行注意報」が発令されました。

また、国においても、10月1日、「基本的対処方針」が改定され、社会活動の停滞や医療機関の負担を可能な限り減らし、重症者への医療を確保することに対策の重点を移すこととされました。

以上を踏まえ、今後の新型インフルエンザ対策に当たっては、下記の事項に御留意ください。

記

1. 予防対策及び感染拡大防止対策の一層の徹底

平成21年10月28日付け島教保第530号で通知したとおり、手洗い、うがい、換気、毎朝の健康観察等をあらためて徹底してください。

2. 感染の「封じ込め」から重症化防止へ、対策の重点を移行

本格的流行期に入り、感染源・感染経路を特定して「封じ込める」ことは、もはや困難な状況にあります。したがって、出席停止や臨時休業措置を講じるに当たっては、感染経路を断つという趣旨よりも、むしろ児童生徒や教職員を感染から守り、重症化を防ぐという目的をより重視すべきと考えられます。

このような観点から、同居家族内に発症者が出た場合、いわゆる「濃厚接触者」の関係にある児童生徒や教職員に出席停止等を求めることは、本格的流行期に入った現段階では公衆衛生上の有効性が乏しく、必ずしも適切な措置とはいえません。マスク着用など「咳エチケット」を指導した上で、出席を認めて差し支えありません。

ただし、インフルエンザ様症状（急な発熱と、咳、喉の痛みなど）が発現した際には速やかに医療機関を受診するよう指導するとともに、次項に掲げた「自宅療養に当たっての留意点」について注意喚起し、重症化の未然防止に努めてください。

3. 発症した児童生徒の自宅療養に当たっての留意点

インフルエンザ様疾患を発症して自宅療養する際には、家庭内での感染を防止し、患者の重症化の兆しに早く気づくなど大事な留意点があることから、例えば、県教委ホームページに掲載した「自宅療養のしおり」を活用するなど、あらかじめ児童生徒及び保護者に対する注意喚起を行ってください。

4. 新型インフルエンザに関する最新の科学的知見の情報収集

新型インフルエンザは、入院患者や重症化事例の約8割を15歳未満の人が占めており、基礎疾患がなくても若い人は重症化しやすいという特徴が判明してきました。これは、通常の季節性インフルエンザとは明らかに異なった、新型インフルエンザ特有のものであり、注意が必要です。

また、全国の地方衛生研究所で分離・検出されたウィルスは、8月中旬以降、ほぼ100%が新型インフルエンザとなっています。一般の医療機関で行われる簡易迅速検査は発症後の経過時間によっては十分な感度が得られないため、仮に「陰性」であっても新型インフルエンザである可能性が残されます。このため、インフルエンザ様症状（急な発熱と、咳、喉の痛みなど）のある人は新型インフルエンザ患者である可能性が高いという前提を置いた上で、予防対策及び感染拡大防止対策を講じる必要があります。

こうした新型インフルエンザに関する最新の科学的知見について、県教委ホームページに掲載していますので、定期的に御確認のうえ、対策の参考にしてください。

【参照】県教委ホームページ（新型インフルエンザ対策）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/kyoikuiinkai/iinkai/influenza.html>